



# 自家発入門 21

## 可搬形発電設備に係る特例基準 (東京消防庁管内)

9月号では、東京消防庁より発出された「可搬形発電設備に係る特例基準」について紹介します。

なお、これは、東京消防庁による少量危険物貯蔵取扱所の特例基準です。

Q 1

「可搬形発電設備に係る特例基準」発出の目的

は何ですか。

A 1

一部の可搬形発電設備は、内蔵タンク等の構造が東京都火災予防条例（以下、「火災予防条例」という。）の基準に一部適合しないため、設置できない場合があったためです。

東京消防庁では新しい特例基準「工事現場等に設置される可搬形発電設備の一時貯蔵等」が定められ、一定の基準を満たした可搬形発電設備は設置できることとなりました。

火災予防条例第34条の4に規定する基準の特例が適用されたものです。

Q 2

特例が適用される、可搬形発電設備はどのような

ものですか。

A 2

特例が適用される可搬形発電設備は次のとおりです。

- ① キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。）であること  
なお、ここで言うキュービクル式は「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）に示されるキュービクル式ではない。
- ② 燃料が軽油であること
- ③ 指定数量未満の内蔵タンクが設備筐（きょう）体内部に組み込まれていること
- ④ 移動させることを前提としたものであること

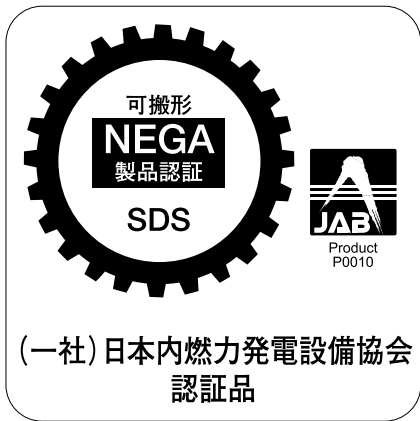
Q 3

特例基準により設置が可能となる、可搬形発電設備はどのようなものですか。

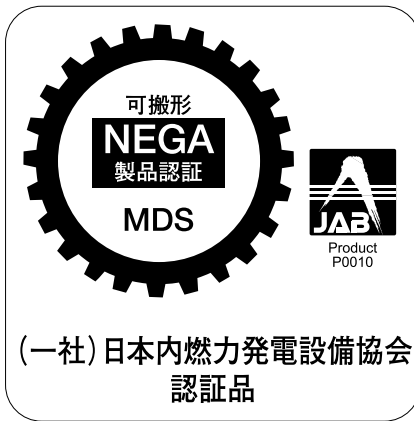
A 3

次の要件を満たしたものが対象となります。

- (1) 可搬形発電設備に係る要件
  - ① 工事現場等に設置され一時的に使用された後、撤去されるもの。
  - ② 内発協が定める認証基準「可搬形発電設備技術基準NEGA C 331」に適合する、内発協認証品であること。または、同等以上と確認されたものであること。**(図1参照)**
- (2) 維持管理等に係る要件
  - ① 内発協が実施する専門技術者制度の専門技術者による点検整備が1年に1回以上実施されている可搬形発電設備。



出力100kW以下



出力100kW超

図1-内発協認証品に貼付する適合マーク

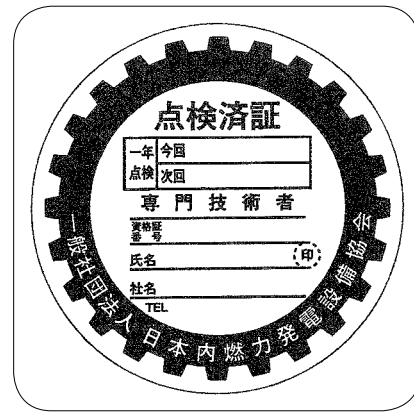


図2-専門技術者制度によって定期点検が行われたことを示す点検済証

内発協発行の点検済証が貼付されています。

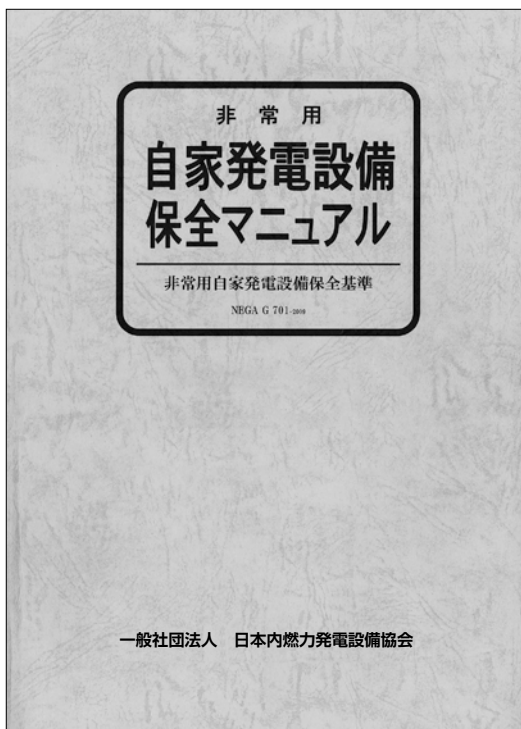
(図2参照)

- ② 日常点検及び月次点検が実施されていること。また、所定の不具合が確認された場合は稼働させないこと。
- ③ 稼働中及び燃料注入中、工事現場等の関係者

による警備、巡視等が行われる監視体制が確保されていること。

特例では、可搬形発電設備に係る要件や維持管理等に係る要件のほか、燃料注入に係る要件や位置、構造及び設備の基準に係る要件なども規定されています。

(図3参照)



一般価格 税込6,600円/送料 370円

保全マニュアルに掲載されたチェック項目を踏まえて、自家発電設備に精通している「専門技術者」が発電設備の法令点検を6か月毎、1年毎に実施しています。なお、その証しとして、点検済証を貼付しています。

半年点検済証



1年点検済証



お求めは 総務部  
☎ 03 - 5439 - 4391